

◆短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービス料金表（加算項目）

(地域区分=2級地 10.72)

【サービス実施関連 介護保険一部負担額】

(介護職員処遇改善加算I 39/1000 特定処遇改善加算I 21/1000)

加算項目	単位	1割	2割	内容
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	日	38円	77円	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であること
夜勤職員配置加算	日	27円	54円	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の配置基準を実施
サービス提供体制強化加算 (I)	日	25円	50円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合
利用者に対して送迎を行う場合	片道	208円	417円	入所及び退所の際、ご自宅まで送迎を行った場合
個別リハビリテーション実施加算	日	272円	543円	医師、看護職員、理学療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、理学療法士等が個別リハビリテーションを20分以上行った場合
若年性認知症入所者受入加算	日	136円	272円	65歳未満の利用者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	日	226円	453円	医師が認知症の行動・心理症状を認め、在宅での生活が困難であり緊急入所した場合、入所から7日を限度に算定
緊急短期入所受入加算 (介護予防を除く)	日	102円	204円	利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所を受ける必要があると認めた場合（利用開始から7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度）
療養食加算	回	9円	18円	疾病治療の手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合
重度療養管理加算 (介護予防を除く)	日	136円	272円	要介護4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、計画的な医学管理を継続的に行っている場合
総合医学管理加算	日	311円	623円	治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合、7日を限度として1日につき所定単位を加算 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等内容を診療録に記載 かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行う
緊急時治療管理	日	586円	1,173円	入所者の病状が重篤となり、緊急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行った場合（月に1回、連続する3日を限度）
特定治療				やむを得ない事情により施設で行う医療行為には、診療報酬に準じて算定

【その他の項目（実費分）】

項目	料金 (1日もしくは1回あたり)	内容
滞在費	1,668円（個室）	介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されている滞在費の負担額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります
	550円（2人又は4人室）	
食費	朝食：460円 昼食：620円 おやつ：150円 夕食：620円	介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されている食費の負担額が1日にお支払いいただく食費の上限となります
日用品費	200円	石鹸、シャンプー、ペーパータオル、タオル、オシボリ等の費用で施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます
教養娯楽費	250円	レクリエーション活動（折り紙、習字、園芸、貼り絵、絵画、カラオケ等）の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます
特別な室料	特別室 8,800円	利用者が選定する特別な居室として、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます なお、外泊時にも室料をいただきます
	個室 5,500円	
	2人部屋 2,750円	
理美容代	600円～6,000円	ご希望により施設内で出張により理美容を受けられた場合
テレビ視聴料金	154円	ご利用者の希望によるテレビの視聴料金 (当施設からテレビを貸し出して、療養室内で視聴される場合)
	275円	上記に伴い、イヤホンを購入された場合
電気代	110円	ご希望により持ち込まれた電気製品の使用料となります
私物洗濯サービス	1,562円～5,236円	施設出入り業者との直接契約となります ご利用期間により料金が異なります
文書料	1,100円～5,500円	一般診断書、特殊診断書、各種証明書等